

温室効果ガスの排出の抑制に関する指針 本文

現 行	改正案
<p>横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年横浜市条例第58号。以下「条例」という。）第143条の規定により、温室効果ガスの排出の抑制に関する指針を次のとおり定め、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>なお、温室効果ガスの排出の抑制に関する指針（平成15年横浜市告示第95号）は、廃止する。</p>	<p>横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年横浜市条例第58号。以下「条例」という。）第143条の規定により、温室効果ガスの排出の抑制に関する指針を次のとおり定め、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>なお、温室効果ガスの排出の抑制に関する指針（平成15年横浜市告示第95号）は、廃止する。</p>
<p>1 総則</p> <p>(1) 目的</p> <p>この指針は、条例第 143 条に基づき、事業活動における温室効果ガス排出量の把握、事業者が取り組むべき温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置、地球温暖化対策計画の作成、及び地球温暖化を防止する対策の実施状況の報告の方法等について定めるものであり、事業者及び横浜市が相互に連携を図りながら、実効性ある地球温暖化を防止する対策を継続的に推進することにより、横浜市内の温室効果ガス排出量の削減を実現することを目的とする。</p> <p>(2) 用語</p> <p>この指針において使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、条例及び条例施行規則（平成15年横浜市規則第17号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>2 事業者の責務等</p> <p>(1) 地球温暖化対策事業者であることの確認等</p> <p>事業者は、条例第 144 条第 1 項の規定を踏まえ、温室効果ガスの排出の量が相当程度多い者（以下「地球温暖化対策事業者」という。）であるかを判断するため、規則第 89 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定に該当するか否かの確認を行うこと。</p> <p>ア 原油換算エネルギー使用量の算定</p> <p>エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号。以下「省エネ法」という。）施行令（昭和 54 年政令第 267 号）第 2 条第 1 項及び省エネ法施行規則（昭和 54 年省令第 74 号）第 4 条に準じた方法により行うこと。なお、エネルギーの種類ごとの単位発熱量は、別表 1 に規定するものを使用すること。</p> <p>イ 建物の所有者以外の者がその一部を利用する建物</p> <p>事業所のうち、建物の所有者以外の者（以下「テナント事業者」という。）がその一部を利用する建物（以下「テナントビル」という。）については、テナントビル全体を一つの事業所とみなし、テナントビル全体の所有者が、当該テナ</p>	<p>1 総則</p> <p>(1) 目的</p> <p>この指針は、条例第 143 条に基づき、事業活動における温室効果ガス排出量の把握、事業者が取り組むべき温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置、地球温暖化対策計画の作成、及び地球温暖化を防止する対策の実施状況の報告の方法等について定めるものであり、事業者及び横浜市が相互に連携を図りながら、実効性ある地球温暖化を防止する対策を継続的に推進することにより、横浜市内の温室効果ガス排出量の削減を実現することを目的とする。</p> <p>(2) 用語</p> <p>この指針において使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、条例及び条例施行規則（平成15年横浜市規則第17号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>2 事業者の責務等</p> <p>(1) 地球温暖化対策事業者であることの確認等</p> <p>事業者は、条例第 144 条第 1 項の規定を踏まえ、温室効果ガスの排出の量が相当程度多い者（以下「地球温暖化対策事業者」という。）であるかを判断するため、規則第 89 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定に該当するか否かの確認を行うこと。</p> <p>ア 原油換算エネルギー使用量の算定</p> <p>エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号。以下「省エネ法」という。）施行令（昭和 54 年政令第 267 号）第 2 条第 2 項及び省エネ法施行規則（昭和 54 年省令第 74 号）第 4 条に準じた方法により行うこと。なお、エネルギーの種類ごとの単位発熱量は、別表 1 に規定するものを使用すること。</p> <p>イ 建物の所有者以外の者がその一部を利用する建物</p> <p>事業所のうち、建物の所有者以外の者（以下「テナント事業者」という。）がその一部を利用する建物（以下「テナントビル」という。）については、テナントビル全体を一つの事業所とみなし、テナントビル全体の所有者が、当該テナ</p>

現 行	改正案
<p>ントビル全体のエネルギー使用量を把握すること。ただし、その際のエネルギー使用量は、当該テナントビル全体の使用量から個々のテナント事業者がエネルギー使用設備の設置及び更新の権原を有し、そのエネルギー使用量を把握している設備に係るエネルギー使用量を差し引くこと。</p> <p>ウ 規則第 89 条第 1 項第 3 号で規定する自動車事業の用に供する自動車（以下「自動車」という。）とする。</p> <p>(2) 地球温暖化対策事業者への協力等 地球温暖化対策事業者以外の者は、条例第 144 条第 5 項の規定を踏まえ、地球温暖化対策事業者が実施する地球温暖化を防止する対策に対して必要な協力を行うよう努めること。特に、テナントビルにおいては、テナントビルの所有者が地球温暖化対策事業者であって、テナント事業者が地球温暖化対策事業者以外の者である場合も多いため、当該テナント事業者は、当該所有者が実施する地球温暖化を防止する対策に対して積極的に協力を行うよう努めること。</p> <p>(3) 地球温暖化対策事業者以外の者の責務 地球温暖化対策事業者以外の者は、本指針を参考に温室効果ガスの排出の抑制等に取り組むこと。また、条例第 144 条の 4 第 1 項の規定を踏まえ、地球温暖化対策計画を積極的に作成し、市長に提出するよう努めること（地球温暖化対策計画を提出した地球温暖化対策事業者以外の者を「任意提出事業者」という。以下同じ。）。</p> <p>3 地球温暖化対策事業者が地球温暖化対策計画等の作成に当たり実施すべき事項</p> <p>(1) 温室効果ガスの排出の抑制等を図るための基本方針の策定 地球温暖化対策事業者は、事業活動に伴い排出される温室効果ガスの量の削減等を推進すべき主体として、温室効果ガスの排出の抑制等を図るための基本方針を定めること。</p> <p>(2) 推進体制の整備 ア 本社等における推進体制 地球温暖化対策事業者は、地球温暖化を防止する対策を実施するに当たり、自らの事業活動を統括する組織（以下「本社等」という。）が、本社等以外の事業所等（以下「支店等」という。）と連携し、組織的な取組として地球温暖化を防止する対策を推進するための体制を整備すること。</p> <p>イ 支店等における推進体制</p>	<p>ントビル全体のエネルギー使用量を把握すること。ただし、その際のエネルギー使用量は、当該テナントビル全体の使用量から個々のテナント事業者がエネルギー使用設備の設置及び更新の権原を有し、そのエネルギー使用量を把握している設備に係るエネルギー使用量を差し引くこと。</p> <p>ウ 規則第 89 条第 1 項第 3 号で規定する自動車事業の用に供する自動車（以下「自動車」という。）とする。</p> <p>(2) 地球温暖化対策事業者への協力等 地球温暖化対策事業者以外の者は、条例第 144 条第 5 項の規定を踏まえ、地球温暖化対策事業者が実施する地球温暖化を防止する対策に対して必要な協力を行うよう努めること。特に、テナントビルにおいては、テナントビルの所有者が地球温暖化対策事業者であって、テナント事業者が地球温暖化対策事業者以外の者である場合も多いため、当該テナント事業者は、当該所有者が実施する地球温暖化を防止する対策に対して積極的に協力を行うよう努めること。</p> <p>(3) 地球温暖化対策事業者以外の者の責務 地球温暖化対策事業者以外の者は、本指針を参考に温室効果ガスの排出の抑制等に取り組むこと。また、条例第 144 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定を踏まえ、地球温暖化対策計画の積極的な作成及び提出並びに実施の状況の報告に努めること（地球温暖化対策計画を提出した地球温暖化対策事業者以外の者を「任意提出事業者」という。以下同じ。）。</p> <p>3 地球温暖化対策事業者が地球温暖化対策計画等の作成に当たり実施すべき事項</p> <p>(1) 温室効果ガスの排出の抑制等を図るための基本方針の策定 地球温暖化対策事業者は、事業活動に伴い排出される温室効果ガスの量の削減等を推進すべき主体として、温室効果ガスの排出の抑制等を図るための基本方針を定めること。</p> <p>(2) 推進体制の整備 ア 本社等における推進体制 地球温暖化対策事業者は、地球温暖化を防止する対策を実施するに当たり、自らの事業活動を統括する組織（以下「本社等」という。）が、本社等以外の事業所等（以下「支店等」という。）と連携し、組織的な取組として地球温暖化を防止する対策を推進するための体制を整備すること。</p> <p>イ 支店等における推進体制</p>

現 行	改正案
<p>個々の支店等においては、取組内容や部署等の状況に応じて効率的に地球温暖化を防止する対策を推進するための体制を整備すること。</p> <p>ウ 計画管理責任者等の選任等</p> <p>地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画を作成、及び当該計画に基づく地球温暖化を防止する対策の実施に当たり、全体を統括する者として、本社等における役員の中から計画管理責任者を選任すること。また、実務を統括する者として、従業員の中から計画推進責任者を選任するとともに、地球温暖化を防止する対策への技術的な助言を継続的に行う者として、技術管理者を選任すること。</p> <p>支店等においては、エネルギー使用量の規模など地球温暖化を防止する対策を効率的に推進できる単位ごとに、その実務を統括する者として推進責任者及び技術管理者を選任すること。</p> <p>なお、技術管理者については、従業員以外の外部の者を選任することができる。</p> <p>(3) 温室効果ガスの排出状況の把握等</p> <p>ア 特定温室効果ガス排出量の把握</p> <p>地球温暖化対策事業者は、事業活動によるエネルギーの使用に伴って排出される二酸化炭素（以下「特定温室効果ガス」という。）の量（以下「特定温室効果ガス排出量」という。）の把握を行うこと。</p> <p>(ア) 特定温室効果ガス排出量の算定方法</p> <p>地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 11 年政令第 143 号。以下「温対法施行令」という。）第 3 条第 1 号イに準じた方法により行うこと。なお、エネルギーの種類ごとの二酸化炭素排出係数は、別表 2 に規定するものを使用すること。</p> <p>(イ) 特定温室効果ガス排出量を把握する範囲</p> <p>規則第 89 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当する地球温暖化対策事業者（以下「第 1 号及び第 2 号該当事業者」という。）は、特定温室効果ガス排出量を算定する期間（以下「算定期間」という。）における市内に設置する<u>すべて</u>の事業所（連鎖化事業者（省エネ法第 19 条第 1 項に規定する者をいう。以下同じ。）については、当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が市内に設置している当該連鎖化事業に係る<u>すべて</u>の事業所を含む。以下「事業所等」という。）に係る特定温室効果ガス排出量及びその量を合算した量を把握すること。</p> <p>また、規則第 89 条第 1 項第 3 号に該当する地球温暖化対策事業者（以下「第 3 号該当事業者」という。）は、算定期間における市内に</p>	<p>個々の支店等においては、取組内容や部署等の状況に応じて効率的に地球温暖化を防止する対策を推進するための体制を整備すること。</p> <p>ウ 計画管理責任者等の選任等</p> <p>地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画を作成、及び当該計画に基づく地球温暖化を防止する対策の実施に当たり、全体を統括する者として、本社等における役員の中から計画管理責任者を選任すること。また、実務を統括する者として、従業員の中から計画推進責任者を選任するとともに、地球温暖化を防止する対策への技術的な助言を継続的に行う者として、技術管理者を選任すること。</p> <p>支店等においては、エネルギー使用量の規模など地球温暖化を防止する対策を効率的に推進できる単位ごとに、その実務を統括する者として推進責任者及び技術管理者を選任すること。</p> <p>なお、技術管理者については、従業員以外の外部の者を選任することができる。</p> <p>(3) 温室効果ガスの排出状況の把握等</p> <p>ア 特定温室効果ガス排出量の把握</p> <p>地球温暖化対策事業者は、事業活動によるエネルギーの使用に伴って排出される二酸化炭素（以下「特定温室効果ガス」という。）の量（以下「特定温室効果ガス排出量」という。）の把握を行うこと。</p> <p>(ア) 特定温室効果ガス排出量の算定方法</p> <p>地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 11 年政令第 143 号。以下「温対法施行令」という。）第 3 条第 1 号イに準じた方法により行うこと。なお、エネルギーの種類ごとの二酸化炭素排出係数は、別表 2 に規定するものを使用すること。</p> <p>(イ) 特定温室効果ガス排出量を把握する範囲</p> <p>規則第 89 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当する地球温暖化対策事業者（以下「第 1 号及び第 2 号該当事業者」という。）は、特定温室効果ガス排出量を算定する期間（以下「算定期間」という。）における市内に設置する<u>全て</u>の事業所（連鎖化事業者（省エネ法第 19 条第 1 項に規定する者をいう。以下同じ。）については、当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が市内に設置している当該連鎖化事業に係る<u>全て</u>の事業所を含む。以下「事業所等」という。）に係る特定温室効果ガス排出量及びその量を合算した量を把握すること。</p> <p>また、規則第 89 条第 1 項第 3 号に該当する地球温暖化対策事業者（以下「第 3 号該当事業者」という。）は、算定期間における市内に</p>

現 行	改正案
<p>業者」という。)は、算定期間における市内に使用の本拠を有する自動車に係る特定温室効果ガス排出量及びその量を合算した量を把握すること。</p> <p>イ その他ガスの排出量の把握</p> <p>地球温暖化対策事業者は、廃棄物の焼却等に伴い排出される非エネルギー起源の二酸化炭素、重油などの燃料の燃焼に伴い付随的に発生するメタンや一酸化二窒素等、特定の事業活動に伴い排出される特定温室効果ガス以外の温室効果ガス（以下「その他ガス」という。）の量について、温対法施行令 <u>第6条第2項から第7項</u> までの規定に準じて把握を行うこと。</p> <p>(4) 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標の設定等</p> <p>ア 削減目標の設定</p> <p>第1号及び第2号事業者及び第3号事業者は、上記(3)ア(イ)でそれぞれ規定する範囲から排出される特定温室効果ガスを合算した量（ただし、事業所等において自ら生成した熱又は電気をエネルギー管理権原の異なる他人へ供給（熱又は電気の供給を主たる事業としないものであって、市長が適当と認めたものに限る。以下「外部供給」という。）している場合については、その外部供給した熱又は電気に相当する特定温室効果ガス排出量を減じたもの。以下「排出量」という。）について、規則第89条第3項に規定する計画期間の初年度の前年度（以下「基準年度」という。）における排出量（以下「基準排出量」という。）に対する削減目標として、計画期間の最終年度（以下「目標年度」という。）における定量的な排出量（以下「目標排出量」という。）を設定すること。</p> <p>なお、削減目標の設定は、基準排出量から目標排出量を減じた量を基準排出量で除した値（以下「<u>削減率</u>」という。）が正となるよう努めること。</p> <p>イ 排出原単位による削減目標の設定</p> <p>削減目標の設定に当たっては、例えば、事業の拡大に伴う新規事業所の設置や使用する自動</p>	<p>使用の本拠を有する自動車に係る特定温室効果ガス排出量及びその量を合算した量を把握すること。</p> <p>イ その他ガスの排出量の把握</p> <p>地球温暖化対策事業者は、廃棄物の焼却等に伴い排出される非エネルギー起源の二酸化炭素、重油などの燃料の燃焼に伴い付随的に発生するメタンや一酸化二窒素等、特定の事業活動に伴い排出される特定温室効果ガス以外の温室効果ガス（以下「その他ガス」という。）の量について、温対法施行令 <u>第6条第2項から第8項</u> までの規定に準じて把握を行うこと。</p> <p>(4) 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標の設定等</p> <p>ア 削減目標の設定</p> <p>第1号及び第2号事業者及び第3号事業者は、上記(3)ア(イ)でそれぞれ規定する範囲から排出される特定温室効果ガスを合算した量（ただし、事業所等において自ら生成した熱又は電気をエネルギー管理権原の異なる他人へ供給（熱又は電気の供給を主たる事業としないものであって、市長が適当と認めたものに限る。以下「外部供給」という。）している場合については、その外部供給した熱又は電気に相当する特定温室効果ガス排出量を減じたもの。<u>）</u>（以下「排出量」という。）について、規則第89条第3項に規定する計画期間の初年度の前年度（以下「基準年度」という。）における排出量（以下「基準排出量」という。）に対する削減目標として、計画期間の最終年度（以下「目標年度」という。）における定量的な排出量（以下「目標排出量」という。）を設定すること。</p> <p>なお、削減目標の設定は、基準排出量から目標排出量を減じた量を基準排出量で除した値（以下「<u>目標削減率</u>」という。）が正となるよう努めること。</p> <p><u>また、排出量には、基礎排出量（基準年度の二酸化炭素排出係数（電気事業者から供給された電気の排出係数は基礎排出係数）を継続して使用し、算定した排出量をいう。以下同じ。）と調整後排出量（当該年度の二酸化炭素排出係数（電気事業者から供給された電気の排出係数は調整後排出係数）を使用し算定した値から、クレジット等を差し引いた排出量をいう。以下同じ。）があり、それぞれについて目標排出量を設定すること。</u></p> <p>イ 排出原単位による削減目標の設定</p> <p>削減目標の設定に当たっては、例えば、事業の拡大に伴う新規事業所の設置や使用する自動</p>

現 行	改正案
<p>車の台数の増加など、事業活動の状況により<u>削減率</u>を正とすることが困難な場合も想定される。このため、<u>削減率</u>を正とすることが困難である地球温暖化対策事業者は、特定温室効果ガス排出原単位（<u>特定温室効果ガス排出量</u>を原単位の指標（生産数量、建物延床面積、走行距離又は輸送量その他の当該排出量と密接な関係を持つ値をいう。<u>以下同じ。</u>）で除した値。以下「排出原単位」という。）の基準年度における排出原単位（以下「基準原単位」という。）に対する削減目標として、目標年度における定量的な排出原単位（以下「目標原単位」という。）を<u>上記アに準じて</u>設定すること</p> <p><u>なお</u>、上記（3）ア（イ）で規定する範囲全体としての目標原単位の設定が困難な場合には、日本標準産業分類（<u>統計法第28条及び附則第3条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める件（平成21年総務省告示第175号）</u>）に定める事業分類ごとに定めた目標原単位の対基準原単位比の寄与度の合計値を用いる方法をもって目標原単位とすることができる。</p> <p>ウ 一定規模以上の量の特定温室効果ガスを排出する事業所等における削減目標の設定 第1号及び第2号該当事業者は、基準年度における市内に設置している事業所等に係る原油換算エネルギー使用量が1,500キロリットルを超える場合にあつては、当該事業所等ごとに削減目標の設定を上記アに準じて設定すること。</p> <p>エ その他ガス排出量の削減目標の設定 その他ガスを排出する地球温暖化対策事業者は、その排出量についての定量的な削減目標を設定するように努めること。</p> <p>4 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置 地球温暖化対策事業者は、自らが設定した削減目標を達成するため、設備の状況等に応じた温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置を講ずること。 (1) 特定温室効果ガスの排出の抑制に係る対策 地球温暖化対策事業者は、以下の区分ごとに市長が別に定める特定温室効果ガスの排出の抑制に係る対策の実施状況点検票等に掲げる対策の実施に努めること。 ア 基本対策及び重点対策</p>	<p>車の台数の増加など、事業活動の状況により<u>目標削減率</u>を正とすることが困難な場合も想定される。このため、<u>目標削減率</u>を正とすることが困難である地球温暖化対策事業者は、特定温室効果ガス排出原単位（<u>基礎排出量</u>を原単位の指標（生産数量、建物延床面積、走行距離又は輸送量その他の当該排出量と密接な関係を持つ値をいう。）で除した値。以下「排出原単位」という。）の基準年度における排出原単位（以下「基準原単位」という。）に対する削減目標として、目標年度における定量的な排出原単位（以下「目標原単位」という。）を設定すること。</p> <p><u>なお、原単位削減目標の設定は、基準原単位から目標原単位を減じた量を基準原単位で除した値（以下「目標原単位削減率」という。）が正となるよう努めること。</u></p> <p><u>また</u>、上記（3）ア（イ）で規定する範囲全体としての目標原単位の設定が困難な場合には、日本標準産業分類（<u>統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成25年総務省告示第405号）</u>）に定める事業分類ごとに定めた目標原単位の対基準原単位比の寄与度の合計値を用いる方法をもって目標原単位とすることができる。</p> <p>ウ 一定規模以上の量の特定温室効果ガスを排出する事業所等における削減目標の設定 第1号及び第2号該当事業者は、基準年度における市内に設置している事業所等に係る原油換算エネルギー使用量が1,500キロリットルを超える場合にあつては、当該事業所等ごとに削減目標の設定を上記アに準じて設定すること。</p> <p>エ その他ガス排出量の削減目標の設定 その他ガスを排出する地球温暖化対策事業者は、その排出量についての定量的な削減目標を設定するように努めること。</p> <p><u>(5) 任意提出事業者の扱い</u> <u>原則として上記(1)から(4)までに準ずること。</u></p> <p>4 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置 地球温暖化対策事業者は、自らが設定した削減目標を達成するため、設備の状況等に応じた温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置を講ずること。 (1) 特定温室効果ガスの排出の抑制に係る対策 地球温暖化対策事業者は、以下の区分ごとに市長が別に定める特定温室効果ガスの排出の抑制に係る対策の実施状況点検票等に掲げる対策の実施に努めること。 ア 基本対策及び重点対策</p>

現 行	改正案
<p>設備等の管理運用方法及び運転方法の改善、一定規模以上の初期投資を要しない設備等の改修及び更新等、エネルギーの使用を抑制する基礎的かつ日常的な対策をいう。また、基本対策の中から特に重要な対策（以下「重点対策」という。）を別表3に規定する。</p> <p>イ 目標対策</p> <p>設備等の更新、効率的な運用を図るための大規模な設備導入及び高効率設備の導入等、一定規模以上の初期投資を要する対策をいう。</p> <p>(2) 特定温室効果ガスの排出の抑制に係る対策の検討及び実施</p> <p>地球温暖化対策事業者は、基本対策の実施に加え、温室効果ガスの排出の抑制の効果、設備等の更新時期及び採算性等を勘案しながら目標対策の検討を行い、その実施に努めること。</p> <p>特に、重点対策については、計画期間内に<u>すべて</u>実施するよう努めること。さらに、第1号及び第2号該当事業者については、近隣への環境配慮がより求められる都市域としての本市の地域特性に鑑み、太陽熱利用設備及び太陽光発電設備（ただし、日照が多くあり、周辺環境や設置に当たっての保守管理を勘案して有効に利用できる場合に限る。）、及び温室効果ガスの排出の抑制に著しく寄与する機械器具（平成21年神奈川県告示第549号（4を除く）。以下同じ。）の導入に向けて積極的に検討を行い、その実施に努めること。また、第3号該当事業者については、<u>低公害かつ低燃費な車（別表4備考に規定するものをいう。以下同じ。）</u>の導入に向けて積極的に検討を行い、その実施に努めること。</p> <p>(3) その他ガスの排出の抑制に係る対策</p> <p>その他ガスを排出する地球温暖化対策事業者は、排出するその他ガスの量の削減に向けて技術的に実施可能な対策等の検討を行い、その実施に努めること。</p> <p>(4) その他の地球温暖化を防止する対策</p> <p>地球温暖化対策事業者は、自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの直接の削減にはつながらなくとも、他の事業者や市民における温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する活動についても積極的に取り組むよう努めること。</p> <p>ア カーボン・オフセットの推進</p> <p>自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの削減が困難な部分の量について、他の場所</p>	<p>設備等の管理運用方法及び運転方法の改善、一定規模以上の初期投資を要しない設備等の改修及び更新等、エネルギーの使用を抑制する基礎的かつ日常的な対策をいう。また、基本対策の中から特に重要な対策（以下「重点対策」という。）を別表3に規定する。</p> <p>イ 目標対策</p> <p>設備等の更新、効率的な運用を図るための大規模な設備導入及び高効率設備の導入等、一定規模以上の初期投資を要する対策をいう。</p> <p>(2) 特定温室効果ガスの排出の抑制に係る対策の検討及び実施</p> <p>地球温暖化対策事業者は、基本対策の実施に加え、温室効果ガスの排出の抑制の効果、設備等の更新時期及び採算性等を勘案しながら目標対策の検討を行い、その実施に努めること。</p> <p>特に、重点対策については、計画期間内に<u>全て</u>実施するよう努めること。さらに、第1号及び第2号該当事業者については、近隣への環境配慮がより求められる都市域としての本市の地域特性に鑑み、太陽熱利用設備及び太陽光発電設備（ただし、日照が多くあり、周辺環境や設置に当たっての保守管理を勘案して有効に利用できる場合に限る。）、及び温室効果ガスの排出の抑制に著しく寄与する機械器具（平成21年神奈川県告示第549号（4を除く）。以下同じ。）の導入に向けて積極的に検討を行い、その実施に努めること。また、第3号該当事業者については、<u>次世代自動車（電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車をいう。以下同じ。）</u>の導入に向けて積極的に検討を行い、その実施に努めること。</p> <p>(3) <u>低炭素電気の調達</u></p> <p><u>事業活動において電気を使用する場合、条例146条の5で定める低炭素電気を積極的に利用するよう努めること。</u></p> <p>(4) その他ガスの排出の抑制に係る対策</p> <p>その他ガスを排出する地球温暖化対策事業者は、排出するその他ガスの量の削減に向けて技術的に実施可能な対策等の検討を行い、その実施に努めること。</p> <p>(5) その他の地球温暖化を防止する対策</p> <p>地球温暖化対策事業者は、自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの直接の削減にはつながらなくとも、他の事業者や市民における温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する活動についても積極的に取り組むよう努めること。</p> <p>ア カーボン・オフセットの推進</p> <p>自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの削減が困難な部分の量について、他の場所</p>

現 行	改正案
<p>で実現した温室効果ガスの排出削減量又は吸収量等（以下「クレジット」という。）を購入することにより、又は他の場所において温室効果ガスの排出削減や吸収源としての森林整備などの促進を目的としたプロジェクトを実施すること等により、その量の全部又は一部を埋め合わせていくことについて、積極的に取り組むよう努めること。</p> <p>イ その他の地球温暖化を防止する対策 以下に規定する対策等について、積極的に取り組むよう努めること。</p> <p>(ア) 水道及び工業用水道の使用並びに公共下水道への排水の量の削減に係る対策</p> <p>(イ) 廃棄物の排出量の把握及び削減に係る対策</p> <p>(ウ) 貨物等の運搬等のために他者の自動車を利用している場合の対策</p> <p>(エ) 従業員の自動車利用から公共交通機関への誘導策等、公共交通機関の利用促進に関する対策</p> <p>(オ) 地域における環境教育の実践</p> <p>(カ) 市域の緑地保全に関する取組</p> <p>(キ) 省エネ型商品又はサービスの開発等、自らの事業活動の特性を活かした対策</p> <p>(ク) その他地球温暖化を防止する対策</p> <p>5 地球温暖化対策計画書の作成等 地球温暖化対策事業者は、本指針3及び4、並びに市長が別に規定する地球温暖化対策計画書等作成マニュアル（以下「作成マニュアル」という。）に基づき地球温暖化対策計画を作成するとともに、その内容を地球温暖化対策計画書（以下「計画書」という。）に記載し、計画期間の初年度の7月末日 （ただし、平成22年度を計画期間の初年度とする計画においては11月末日とする。） までに、地球温暖化対策計画書提出書を添えて市長に提出すること。</p> <p>(1) 計画書に記載する事項 地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画書総括票（以下「計画書（総）」という。）に下記アに掲げる事項を記載すること。また、基準年度において原油換算エネルギー使用量が500キロリットルを超える事業所等を設置している第1号及び第2号該当事業者は、地球温暖化対策計画書個別票（以下「計画書（個）」という。）に下記イに掲げる事項を当該事業所等ごとに記載すること。</p> <p>ア 計画書（総）</p> <p>(ア) 地球温暖化対策事業者等の概要</p> <p>(イ) 計画期間</p>	<p>で実現した温室効果ガスの排出削減量又は吸収量等（以下「クレジット」という。）を購入することにより、又は他の場所において温室効果ガスの排出削減や吸収源としての森林整備などの促進を目的としたプロジェクトを実施すること等により、その量の全部又は一部を埋め合わせていくことについて、積極的に取り組むよう努めること。</p> <p>イ その他の地球温暖化を防止する対策 以下に規定する対策等について、積極的に取り組むよう努めること。</p> <p>(ア) 水道及び工業用水道の使用並びに公共下水道への排水の量の削減に係る対策</p> <p>(イ) 廃棄物の排出量の把握及び削減に係る対策</p> <p>(ウ) 貨物等の運搬等のために他者の自動車を利用している場合の対策</p> <p>(エ) 従業員の自動車利用から公共交通機関への誘導策等、公共交通機関の利用促進に関する対策</p> <p>(オ) 地域における環境教育の実践</p> <p>(カ) 市域の緑地保全に関する取組</p> <p>(キ) 省エネ型商品又はサービスの開発等、自らの事業活動の特性を活かした対策</p> <p>(ク) その他地球温暖化を防止する対策</p> <p><u>(6) 任意提出事業者の扱い</u> <u>原則として上記(1)から(5)までに準ずること。</u></p> <p>5 地球温暖化対策計画書の作成等 地球温暖化対策事業者は、本指針3及び4、並びに市長が別に規定する地球温暖化対策計画書等作成マニュアル（以下「作成マニュアル」という。）に基づき地球温暖化対策計画を作成するとともに、その内容を地球温暖化対策計画書（以下「計画書」という。）に記載し、計画期間の初年度の7月末日までに、地球温暖化対策計画書提出書を添えて市長に提出すること。</p> <p>(1) 計画書に記載する事項 地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画書総括票（以下「計画書（総）」という。）に下記アに掲げる事項を記載すること。また、基準年度において原油換算エネルギー使用量が500キロリットルを超える事業所等を設置している第1号及び第2号該当事業者は、地球温暖化対策計画書個別票（以下「計画書（個）」という。）に下記イに掲げる事項を当該事業所等ごとに記載すること。</p> <p>ア 計画書（総）</p> <p>(ア) 地球温暖化対策事業者等の概要</p> <p>(イ) 計画期間</p>

現 行	改正案
<p>(ウ) 温室効果ガスの排出の抑制等を図るための基本方針</p> <p>(エ) <u>推進体制</u></p> <p>(オ) <u>公表の方法等</u></p> <p>(カ) <u>温室効果ガスの排出の抑制に係る目標等の状況</u></p> <p>(キ) <u>事業所等における温室効果ガスの排出状況</u></p> <p>(ク) <u>自動車における温室効果ガスの排出状況</u></p> <p>(ケ) <u>重点対策の実施状況</u></p> <p>(コ) <u>再生可能エネルギー利用設備等の導入状況</u></p> <p>(サ) <u>クレジット等に関する取組状況</u></p> <p>(シ) <u>その他の地球温暖化を防止する対策の実施状況</u></p> <p>(ス) <u>計画等に対する自己評価</u></p> <p>イ 計画書（個）</p> <p>(ア) 事業所等の概要</p> <p>(イ) <u>温室効果ガスの排出の抑制等を図るための基本方針</u></p> <p><u>(ウ) 推進体制</u></p> <p><u>(エ) 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標等の状況</u></p> <p>(2) 計画書の提出に係るその他の必要な事項</p> <p>地球温暖化対策事業者は、別紙に規定する特定温室効果ガス排出量の算定根拠、低公害かつ低燃費な車の導入内訳、その他計画書に記載された内容を確認するうえで市長が必要とする資料を計画書に添付して提出すること。</p> <p>6 地球温暖化を防止する対策の実施の状況の確認等</p> <p>(1) 計画期間中の確認</p> <p>地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画の計画期間中においては、実施年度における排出量（目標原単位を設定している地球温暖化対策事業者については、排出原単位を含む。以下、目標年度についても同じ。）の状況、温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置の実施の状況を把握すること。また、地球温暖化を防止する対策の実施の状況についての点検及び評価を行い、当該地球温暖化対策計画に定めた温室効果ガスの排出の抑制に係る目標の達成等が可能となるよう、必要に応じ、措置の内容の見直しを行うこと。</p> <p>(2) 計画期間終了時の確認</p> <p>地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画の計画期間が終了したときは、目標年度における排出量を算定し、温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置の結果をまとめ、温室効果ガスの排出の抑制に係る目標の達成状況等について確認を行うとともに、目標の達成又は未達成の要因を明らか</p>	<p>(ウ) 温室効果ガスの排出の抑制等を図るための基本方針</p> <p>(エ) <u>公表の方法</u></p> <p>(オ) <u>温室効果ガスの排出の抑制に係る目標等の状況</u></p> <p>(カ) <u>クレジット等に関する取組状況</u></p> <p>(キ) <u>主要なエネルギー利用設備等の新設、更新等の計画</u></p> <p>(ク) <u>次世代自動車の導入状況及び計画</u></p> <p>(ケ) <u>重点対策等の実施状況及び計画</u></p> <p>イ 計画書（個）</p> <p>(ア) 事業所等の概要</p> <p>(イ) <u>温室効果ガスの排出の抑制に係る目標等の状況</u></p> <p>(2) 計画書の提出に係るその他の必要な事項</p> <p>地球温暖化対策事業者は、別紙に規定する特定温室効果ガス排出量の算定根拠、その他計画書に記載された内容を確認するうえで市長が必要とする資料を計画書に添付して提出すること。</p> <p><u>(3) 任意提出事業者の扱い</u></p> <p><u>原則として上記(1)及び(2)に準ずること。</u></p> <p>6 地球温暖化を防止する対策の実施の状況の確認等</p> <p>(1) 計画期間中の確認</p> <p>地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画の計画期間中においては、実施年度における排出量（目標原単位を設定している地球温暖化対策事業者については、排出原単位を含む。以下、目標年度についても同じ。）の状況、温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置の実施の状況を把握すること。また、地球温暖化を防止する対策の実施の状況についての点検及び評価を行い、当該地球温暖化対策計画に定めた温室効果ガスの排出の抑制に係る目標の達成等が可能となるよう、必要に応じ、措置の内容の見直しを行うこと。</p> <p>(2) 計画期間終了時の確認</p> <p>地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画の計画期間が終了したときは、目標年度における排出量を算定し、温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置の結果をまとめ、温室効果ガスの排出の抑制に係る目標の達成状況等について確認を行うとともに、目標の達成又は未達成の要因を明らか</p>

現 行	改正案
<p>にすること。</p> <p>(3) 地球温暖化対策実施状況報告書の作成等 地球温暖化対策事業者は、本指針 5 及び 6、並びに作成マニュアルに基づき、地球温暖化を防止する対策の<u>実施の状況の実施年度ごとの内容を記載した地球温暖化対策実施状況報告書（以下「報告書」という。）</u>を当該実施年度の翌年度の 7 月末日までに、地球温暖化対策実施状況報告書提出書を添えて市長に提出すること。</p> <p>報告書に記載する事項は、地球温暖化対策実施状況報告書総括票（以下「報告書（総）」という。）については、下記アに掲げる事項とする。また、当該実施年度において原油換算エネルギー使用量が 500 キロリットルを超える事業所等を設置している第 1 号及び第 2 号該当事業者は、地球温暖化対策実施状況報告書個別票（以下「報告書（個）」という。）に下記イに掲げる事項を当該事業所等ごと記載すること。</p> <p>ア 報告書（総）</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 地球温暖化対策事業者等の概要 (イ) 計画期間及び実施年度 (ウ) <u>温室効果ガスの排出の抑制等を図るための基本方針</u> (エ) <u>推進体制</u> (オ) <u>公表の方法等</u> (カ) <u>温室効果ガスの排出の抑制に係る目標等の状況</u> (キ) <u>事業所等における温室効果ガスの排出状況</u> (ク) <u>自動車における温室効果ガスの排出状況</u> (ケ) <u>重点対策の実施状況</u> (コ) <u>目標対策及び事業者の発意による対策の実施状況</u> (サ) <u>再生可能エネルギー利用設備等の導入状況</u> (シ) <u>クレジット等に関する取組状況</u> (ス) <u>その他の地球温暖化を防止する対策の実施状況</u> (セ) <u>実施状況等に対する自己評価</u> <p>イ 報告書（個）</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 事業所等の概要 (イ) <u>温室効果ガスの排出の抑制等を図るための基本方針</u> (ウ) <u>推進体制</u> (エ) <u>温室効果ガスの排出の抑制に係る目標等の状況</u> <p>(4) 報告書の提出に係るその他の必要な事項 地球温暖化対策事業者は、別紙に規定する特定温室効果ガス排出量の算定根拠、低公害かつ低燃費な車の導入内訳、その他報告書に記載された内容を確認するうえで市長が必要とする資料を報告</p>	<p>にすること。</p> <p>(3) 地球温暖化対策実施状況報告書の作成等 地球温暖化対策事業者は、本指針 5 及び 6、並びに作成マニュアルに基づき、地球温暖化を防止する対策の<u>実施の状況を実施年度ごとに地球温暖化対策実施状況報告書（以下「報告書」という。）に記載し、</u>当該実施年度の翌年度の 7 月末日までに、地球温暖化対策実施状況報告書提出書を添えて市長に提出すること。</p> <p>報告書に記載する事項は、地球温暖化対策実施状況報告書総括票（以下「報告書（総）」という。）については、下記アに掲げる事項とする。また、当該実施年度において原油換算エネルギー使用量が 500 キロリットルを超える事業所等を設置している第 1 号及び第 2 号該当事業者は、地球温暖化対策実施状況報告書個別票（以下「報告書（個）」という。）に下記イに掲げる事項を当該事業所等ごと記載すること。</p> <p>ア 報告書（総）</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 地球温暖化対策事業者等の概要 (イ) 計画期間及び実施年度 (ウ) <u>公表の方法</u> (エ) <u>温室効果ガスの排出の抑制に係る目標等の状況</u> (オ) <u>クレジット等に関する取組状況</u> (カ) <u>再生可能エネルギー利用設備の稼働状況</u> (キ) <u>次世代自動車の導入状況</u> (ク) <u>自主的な温室効果ガス削減対策の実施状況</u> (ケ) <u>重点対策等の実施状況</u> (コ) <u>その他の地球温暖化を防止する対策の実施状況</u> <p>イ 報告書（個）</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 事業所等の概要 (イ) <u>温室効果ガスの排出の抑制に係る目標等の状況</u> <p>(4) 報告書の提出に係るその他の必要な事項 地球温暖化対策事業者は、別紙に規定する特定温室効果ガス排出量の算定根拠、その他報告書に記載された内容を確認するうえで市長が必要とする資料を報告書に添付して提出すること。</p>

現 行	改正案
<p>書に添付して提出すること。</p> <p>(5) エネルギーの種類ごとの二酸化炭素排出係数の取り扱い 排出量の算定に用いる排出係数は、基準排出量の算定に使用した排出係数を継続して使用すること。</p> <p>7 公表</p> <p>(1) 地球温暖化対策事業者による公表事項 規則第 89 条第 6 項第 1 号及び第 2 号に規定する地球温暖化対策事業者が公表しなければならない事項は、地球温暖化対策計画については、計画書（総）及び計画書（個）の内容とする。また、実施の状況の報告については、報告書（総）及び報告書（個）の内容とする。</p> <p>(2) 市長による公表事項 <u>規則第 89 条第 9 項に規定する地球温暖化対策事業者</u>から提出された地球温暖化対策計画等について市長が公表する事項は、地球温暖化対策計画については、計画書（総）の内容とする。また、実施の状況の報告については、報告書（総）の内容とする。</p> <p>(3) 任意提出事業者の扱い 上記(1)及び(2)に準じて公表を行うこととする。</p> <p>8 評価</p> <p>(1) 評価対象 <u>条例第 144 条の 2 第 1 項</u>の規定に基づく市長による評価は、地球温暖化対策計画については、計画書（総）の内容について行うこととする。また、地球温暖化を防止する対策の実施の状況の報告については、基準年度から目標年度までの実施の状況が記載された報告書（総）の内容について行うこととする。</p> <p>(2) 評価項目</p> <p>ア 地球温暖化対策事業者の作成した計画への評価</p> <p>(ア) 削減目標の設定状況</p> <p>(イ) <u>重点対策の実施状況</u></p> <p>イ 地球温暖化対策事業者の実施した状況の報告への評価</p> <p>(ア) 削減目標の達成状況</p> <p>(イ) <u>基準排出量に対する削減状況</u></p> <p>(ウ) <u>重点対策の実施状況</u></p> <p>(エ) <u>目標対策及び事業者の発意による対策の実施状況</u></p>	<p><u>(5) 任意提出事業者の扱い</u> <u>原則として上記(1)から(4)までに準ずること。</u></p> <p>7 公表</p> <p>(1) 地球温暖化対策事業者による公表事項 規則第 89 条第 6 項第 1 号及び第 2 号に規定する地球温暖化対策事業者が公表しなければならない事項は、地球温暖化対策計画については、計画書（総）及び計画書（個）の内容とする。また、実施の状況の報告については、報告書（総）及び報告書（個）の内容とする。</p> <p>(2) 市長による公表事項 <u>規則第 89 条第 9 項及び第 89 条の 4 に規定する地球温暖化対策事業者及び任意提出事業者</u>から提出された地球温暖化対策計画等について市長が公表する事項は、地球温暖化対策計画については、計画書（総）の内容とする。また、実施の状況の報告については、報告書（総）の内容とする。</p> <p>8 評価</p> <p>(1) 評価対象 <u>条例第 144 条の 2 第 1 項及び第 144 条の 4 第 3 項</u>の規定に基づく市長による評価は、地球温暖化対策計画については、計画書（総）の内容について行うこととする。また、地球温暖化を防止する対策の実施の状況の報告については、基準年度から目標年度までの実施の状況が記載された報告書（総）の内容について行うこととする。</p> <p>(2) 評価項目</p> <p>ア 地球温暖化対策事業者の作成した計画への評価</p> <p>(ア) 削減目標の設定状況</p> <p>(イ) <u>重点対策等の実施状況及び計画</u></p> <p>イ 地球温暖化対策事業者の実施した状況の報告への評価</p> <p>(ア) 削減目標の達成状況</p> <p>(イ) <u>再生可能エネルギー利用設備の稼働状況</u></p> <p>(ウ) <u>次世代自動車の導入状況</u></p> <p>(エ) <u>自主的な温室効果ガス削減対策の実施状況</u></p>

現 行	改正案
<p>(オ) <u>再生可能エネルギー利用設備等の導入状況</u></p> <p>(カ) <u>低公害かつ低燃費な車の導入状況</u></p> <p>(キ) <u>その他の地球温暖化を防止する対策の実施状況</u></p> <p>ウ これまでの特定温室効果ガスの排出削減への評価</p> <p>(3) 評価基準</p> <p>市長は、地球温暖化対策計画については意欲的な内容であるか、又は地球温暖化対策の実施の状況については着実かつ積極的であるか、という視点をもとに、優良（以下「A」という。）、良（以下「B」という。）及び評価なし（以下「-」という。）による基準を評価項目ごとに設定する。</p> <p>ア 地球温暖化対策計画への評価</p> <p>(ア) 削減目標の設定状況</p> <p>a <u>削減率が正となる削減目標が設定されている場合には、「A」とする。</u></p> <p>b <u>上記の評価が「A」とならない場合は、「-」とする。</u></p> <p>(イ) <u>重点対策の実施状況</u></p> <p>a <u>該当するすべての重点対策が実施又は計画期間内での実施を計画化している場合には、「A」とする。</u></p> <p>b <u>上記 a の評価が「A」とならない場合は、「-」とする。</u></p> <p>イ 地球温暖化を防止する対策の実施の状況の報告への評価</p> <p>(ア) 削減目標の達成状況</p> <p>a <u>目標排出量から目標年度の排出量又は平均排出量（計画期間における各実施年度の排出量を合計したものを3で除したものとす。以下同じ。）を減じた量を目標排出量で除した値が正の場合、若しくは目標排出量と目標年度の排出量又は平均排出量が等</u></p>	<p>(オ) <u>重点対策等の実施状況</u></p> <p>(カ) <u>その他の地球温暖化を防止する対策の実施状況</u></p> <p>ウ これまでの特定温室効果ガスの排出削減への評価</p> <p>(3) 評価基準</p> <p>市長は、地球温暖化対策計画については意欲的な内容であるか、又は地球温暖化対策の実施の状況については着実かつ積極的であるか、という視点をもとに、<u>極めて優良（以下「AA」という。）、</u>優良（以下「A」という。）、良（以下「B」という。）及び評価なし（以下「-」という。）による基準を評価項目ごとに設定する。</p> <p>ア 地球温暖化対策計画への評価</p> <p>(ア) 削減目標の設定状況</p> <p><u>a から c までの評価は、基礎排出量及び調整後排出量のそれぞれについて行う。</u></p> <p>a <u>目標削減率が正となる場合には、「A」とする。</u></p> <p>b <u>上記 a の基準を満たすうち、極めて優良と認められる場合には、「AA」とする。</u></p> <p>c <u>上記 a から b までの基準に満たない場合には、「-」とする。</u></p> <p>d <u>目標原単位削減率が正となる場合には、「A（原単位）」とする。</u></p> <p>e <u>上記 d の基準に満たない場合には、「-」とする。</u></p> <p>(イ) <u>重点対策等の実施状況及び計画</u></p> <p>a <u>該当する全ての重点対策及び事業者が独自に重点を置いて取り組んでいる対策において、対策状況が設定済若しくは実施済又は計画期間内に取組予定があるとしている場合には、「A」とする。</u></p> <p>b <u>上記 a の基準に満たない場合には、「-」とする。</u></p> <p>イ 地球温暖化を防止する対策の実施の状況の報告への評価</p> <p>(ア) 削減目標の達成状況</p> <p><u>a から d までの評価は、基礎排出量及び調整後排出量のそれぞれについて行う。</u></p> <p>a <u>目標年度の削減率（基準排出量から当該年度の排出量を減じた量を基準排出量で除した値をいう。以下同じ。）又は3年間の削減率の平均値が目標削減率を上回る又は等しい場合には、「A」とする。（この項目の評価対象は、上記ア(ア)の評価が「AA」又は</u></p>

現 行	改正案
<p><u>しい場合には、「A（総量）」とする。（この項目の評価対象は、上記ア（ア）の評価が目標排出量に係る削減率で「A」となった地球温暖化対策事業者に限る。）</u></p> <p>b <u>上記 a の評価が「A（総量）」とならない場合で、かつ、基準排出量から目標年度の排出量又は平均排出量を減じた量を基準排出量で除した値が正の場合には、「B（総量）」とする。</u></p> <p>c <u>目標原単位から目標年度における排出原単位を減じた値を目標原単位で除した値が正の場合、又は目標原単位と目標年度の排出原単位が等しい場合には、「A（原単位）」とする。（この項目の評価対象は、上記ア（ア）の評価において目標原単位に係る削減率で「A」となった地球温暖化対策事業者、又は上記 b の評価対象となった地球温暖化対策事業者に限る。）</u></p> <p>d <u>上記 c の評価が「A（原単位）」とならない場合で、基準原単位から目標年度の排出原単位を減じた値を基準原単位で除した値が正の場合には、「B（原単位）」とする。</u></p> <p>e <u>上記 a から d までの基準に満たない場合には、「－」とする。</u></p> <p>(イ) <u>基準排出量に対する削減状況</u></p> <p>a <u>基準排出量から平均排出量を減じた量が正となる場合には、「A」とする。</u></p> <p>b <u>基準排出量から調整後平均排出量（計画期間における各実施年度の調整後排出量（排出量を地球温暖化対策事業者が取得等をしたクレジット等を勘案して、市長が別に定める方法により調整して得られる排出量をいう。）を合計したものを3で除したものを減じた量が正となる場合には、「A（調整後）」とする。</u></p> <p>(ウ) <u>重点対策の実施状況</u></p> <p>a <u>該当するすべての重点対策が実施されて</u></p>	<p><u>「A」となった事業者に限る。）</u></p> <p>b <u>上記 a の基準を満たすうち、極めて優良と認められる場合には、「AA」とする。</u></p> <p>c <u>上記 a から b までの基準に満たない場合で、かつ、目標年度の削減率又は3年間の削減率の平均値が正の場合には、「B」とする。</u></p> <p>d <u>上記 a から c までの基準に満たない場合には、「－」とする。</u></p> <p>e <u>目標年度の前原単位削減率（基準原単位から当該年度の排出原単位を減じた量を基準原単位で除した値をいう。以下同じ。）が目標前原単位削減率を上回る又は等しい場合には、「A（原単位）」とする。（この項目の評価対象は、上記ア（ア）の評価が「A（原単位）」となった事業者に限る。）</u></p> <p>f <u>上記 d の基準に満たない場合で、かつ、目標年度の前原単位削減率が正の場合には、「B（原単位）」とする。</u></p> <p>g <u>上記 e から f までの基準に満たない場合には、「－」とする。</u></p> <p>(イ) <u>再生可能エネルギー利用設備の稼働状況</u></p> <p>a <u>太陽熱利用設備及び太陽光発電設備などの再生可能エネルギー利用設備を導入している場合であって、優良と認められる場合には、「A」とする。</u></p> <p>b <u>上記 a の基準に満たない場合には、「－」とする。</u></p> <p>(ウ) <u>次世代自動車の導入状況</u></p> <p>a <u>次世代自動車を導入している場合であっ</u></p>

現 行	改正案
<p><u>いる場合には、「A」とする。</u></p> <p>b <u>上記 a の評価が「A」とならない場合は、「-」とする。</u></p> <p>(エ) <u>目標対策及び事業者の発意による対策の実施状況</u> <u>目標対策及び事業者の発意による対策の効果が優良と認められる場合は「A」以上とする。</u></p> <p>(オ) <u>再生可能エネルギー利用設備等の導入状況</u> <u>太陽熱利用設備及び太陽光発電設備などの再生可能エネルギー利用設備、及び温室効果ガスの排出の抑制に著しく寄与する機械器具を導入している場合であって、優良と認められる場合には、「A」とする。(この項目の評価対象は、第1号及び第2号該当事業者に限る。)</u></p> <p>(カ) <u>低公害かつ低燃費な車の導入状況</u> <u>別表4に定める方法により算定した低公害かつ低燃費な車の導入割合が30%以上となる場合には、「A」とする。(この項目の評価対象は、第3号該当事業者に限る。)</u></p> <p>(キ) <u>その他の地球温暖化を防止する対策の取組状況</u> <u>本指針4(3)に規定する対策を実施している場合であって、市が実施する地球温暖化を防止する対策に関する施策との連携や、他の事業者の模範となる対策を実施するなど、優良と認められる場合には、「A」とする。</u></p> <p>ウ これまでの特定温室効果ガスへの排出削減の評価 市長は、別に定める方法により算定された基準年度以前の年度における特定温室効果ガス排出量から基準排出量を減じた量が正となる場合には、特定温室効果ガス削減実績事業者として評価をする。</p> <p>(4) 評価結果の通知</p>	<p><u>て、優良と認められる場合には、「A」とする。</u></p> <p>b <u>上記 a の基準に満たない場合には、「-」とする。</u></p> <p>(エ) <u>自主的な温室効果ガス削減対策の実施状況</u> a <u>自主的な温室効果ガス削減対策の実施状況が優良と認められる場合には、「A」とする。</u> b <u>上記 a の基準に満たない場合には、「-」とする。</u></p> <p>(オ) <u>重点対策等の実施状況</u> a <u>該当する全ての重点対策及び事業者が独自に重点を置いて取り組んでいる対策における対策状況が設定済又は実施済の場合には、「A」とする。</u> b <u>上記 a の基準に満たない場合で、該当する重点対策及び事業者が独自に重点を置いて取り組んでいる対策における対策状況の項目数の80%が設定済又は実施済、かつ、残りが一部設定済又は一部実施済の場合には、「B」とする。</u> c <u>上記 a から b までの基準に満たない場合には、「-」とする。</u></p> <p>(カ) <u>その他の地球温暖化を防止する対策の取組状況</u> a <u>本指針4(5)に規定する対策を実施している場合であって、市が実施する地球温暖化を防止する対策に関する施策との連携や、他の事業者の模範となる対策を実施するなど、優良と認められる場合には、「A」とする。</u> b <u>上記 a の基準に満たない場合には、「-」とする。</u></p> <p>ウ これまでの特定温室効果ガスへの排出削減の評価 市長は、別に定める方法により算定された基準年度以前の年度における特定温室効果ガス排出量から基準排出量を減じた量が正となる場合には、特定温室効果ガス削減実績事業者として評価をする。</p> <p>(4) 評価結果の通知</p>

現 行	改正案
<p>市長は、条例第 144 条の 2 第 2 項の規定に基づき、上記(1)、(2)及び(3)に基づき実施した<u>地球温暖化対策事業者</u>の評価結果を地球温暖化対策評価結果通知書に記載し、当該事業者へ通知する。</p> <p>(5) 評価結果の公表</p> <p>市長は、<u>条例第 144 条の 2 第 3 項</u>の規定に基づき、専門的知識を有する者の意見を聴いたうえで、各評価項目において評価結果が「<u>A</u>」となった<u>地球温暖化対策事業者</u>について、項目ごとに公表するものとする。</p> <p><u>(6) 任意提出事業者の扱い</u> <u>上記(1)から(4)までに準じて評価を行うこととする。</u></p> <p>9 表彰</p> <p>市長は、<u>条例第 144 条の 2 第 4 項</u>の規定に基づき、相対的に多くの項目での評価が「<u>A</u>」となった<u>地球温暖化対策事業者、若しくは目標対策及び事業者の発意による対策の効果が優良と認められる事業者</u>について、立入検査等により適正な実施状況を確認できる場合は、専門的知識を有する者の意見を聴いたうえで、特に優秀であると認め、表彰することができる。</p> <p>10 非該当の手続等</p> <p>(1) 非該当の考え方</p> <p>地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画の計画期間の初年度及び二年度目において、規則第 89 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する条件を満たさなくなった場合においても、計画期間内に限り地球温暖化対策事業者とみなし、作成した計画を目標年度まで推進すること。</p> <p>ただし、目標年度における地球温暖化対策事業者の事業活動の状況が、規則第 89 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定に該当しない場合には、目標年度の翌年度を新たな計画期間の初年度とする地球温暖化対策計画の作成等は要しない。この場合には、任意提出事業者として継続的に地球温暖化対策計画を作成するよう努めること。</p> <p>なお、計画期間中において事業活動の全部廃止等により、地球温暖化対策事業者としての計画の推進が困難である者については、その事由が判明した時点において本市と協議を行い、市長が適当であると認めたことをもって非該当とする。</p>	<p>市長は、条例第 144 条の 2 第 2 項の規定に基づき、上記(1)、(2)及び(3)に基づき実施した<u>地球温暖化対策事業者及び任意提出事業者</u>の評価結果を地球温暖化対策評価結果通知書に記載し、当該事業者へ通知する。</p> <p>(5) 評価結果の公表</p> <p>市長は、<u>条例第 144 条の 2 第 3 項及び第 144 条の 4 第 3 項</u>の規定に基づき、専門的知識を有する者の意見を聴いたうえで、各評価項目において評価結果が「<u>AA</u>」又は「<u>A</u>」となった<u>地球温暖化対策事業者及び任意提出事業者</u>について、項目ごとに公表するものとする。</p> <p>9 表彰</p> <p>市長は、<u>条例第 144 条の 2 第 4 項及び第 144 条の 4 第 3 項</u>の規定に基づき、相対的に多くの項目での評価が「<u>AA</u>」又は「<u>A</u>」となった<u>地球温暖化対策事業者及び任意提出事業者、又は自主的な温室効果ガス削減対策の効果が優良と認められる地球温暖化対策事業者及び任意提出事業者</u>について、立入検査等により適正な実施状況を確認できる場合は、専門的知識を有する者の意見を聴いたうえで、特に優秀であると認め、表彰することができる。</p> <p>10 非該当の手続等</p> <p>(1) 非該当の考え方</p> <p>地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画の計画期間の初年度及び二年度目において、規則第 89 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する条件を満たさなくなった場合においても、計画期間内に限り地球温暖化対策事業者とみなし、作成した計画を目標年度まで推進すること。</p> <p>ただし、目標年度における地球温暖化対策事業者の事業活動の状況が、規則第 89 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定に該当しない場合には、目標年度の翌年度を新たな計画期間の初年度とする地球温暖化対策計画の作成等は要しない。この場合には、任意提出事業者として継続的に地球温暖化対策計画を作成するよう努めること。</p> <p>なお、計画期間中において事業活動の全部廃止等により、地球温暖化対策事業者としての計画の推進が困難である者については、その事由が判明した時点において本市と協議を行い、市長が適当であると認めたことをもって非該当とする。</p>

現 行	改正案
<p>(2) 非該当の届出</p> <p>地球温暖化対策事業者に該当しなくなった者は、規則第 89 条の 3 に規定する事項を地球温暖化対策事業者非該当届出書に記載し、市長に届け出ること。</p> <p>なお、非該当の届出は、目標年度において地球温暖化対策事業者に該当しないことが明らかになった場合には、<u>目標年度の翌年度</u>における報告書の提出と同時に、また、計画の推進が困難であるとして市長が認めた場合には、その時点において速やかに市長に届け出ること。</p> <p>11 指導及び助言</p> <p>市長は、<u>地球温暖化対策事業者</u>に対し、条例第 145 条第 1 項の規定に基づき、温室効果ガスの排出状況の把握、本指針その他で定める地球温暖化を防止する対策の実施、並びに地球温暖化対策計画の作成及び実施等について、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。</p> <p>また、温室効果ガスの排出の抑制等に関する研修会を実施するなど、地球温暖化対策事業者等が地球温暖化を防止する対策を実施するための支援を行うものとする。</p> <p><u>なお、任意提出事業者に対する扱いも同様とする。</u></p> <p>12 立入検査</p> <p>市長は、<u>地球温暖化対策事業者</u>が作成する地球温暖化対策計画の内容及びその実施状況の確認をはじめ、評価又は表彰を行うに当たっての公平性や客観性を確保するための確認等、必要な限度において、条例第 154 条第 1 項の規定に基づき、市職員に立入検査をさせるものとする。</p> <p><u>なお、任意提出事業者に対する扱いも同様とする。</u></p> <p>13 勧告</p> <p>市長は、地球温暖化対策事業者が計画書及び報告書の提出しなかったとき、又は計画書及び報告書の公表しなかったときは、条例第 145 条第 2 項の規定に基づき、当該地球温暖化対策事業者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。また、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、条例第 156 条の規定に基づき当該勧告を受けた地球温暖化対策事業者に意見を述べる機会を与えうえて、その旨を公表することができる。</p> <p>附則 (施行期日) この指針は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>(2) 非該当の届出</p> <p>地球温暖化対策事業者に該当しなくなった者は、規則第 89 条の 3 に規定する事項を地球温暖化対策事業者非該当届出書に記載し、市長に届け出ること。</p> <p>なお、非該当の届出は、目標年度において地球温暖化対策事業者に該当しないことが明らかになった場合には、<u>翌年度</u>における報告書の提出と同時に、また、計画の推進が困難であるとして市長が認めた場合には、その時点において速やかに市長に届け出ること。</p> <p>11 指導及び助言</p> <p>市長は、<u>地球温暖化対策事業者及び任意提出事業者</u>に対し、条例第 145 条第 1 項の規定に基づき、温室効果ガスの排出状況の把握、本指針その他で定める地球温暖化を防止する対策の実施、並びに地球温暖化対策計画の作成及び実施等について、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。</p> <p>また、温室効果ガスの排出の抑制等に関する研修会を実施するなど、地球温暖化対策事業者等が地球温暖化を防止する対策を実施するための支援を行うものとする。</p> <p>12 立入検査</p> <p>市長は、<u>地球温暖化対策事業者及び任意提出事業者</u>が作成する地球温暖化対策計画の内容及びその実施状況の確認をはじめ、評価又は表彰を行うに当たっての公平性や客観性を確保するための確認等、必要な限度において、条例第 154 条第 1 項の規定に基づき、市職員に立入検査をさせるものとする。</p> <p>13 勧告</p> <p>市長は、地球温暖化対策事業者が計画書及び報告書の提出しなかったとき、又は計画書及び報告書の公表しなかったときは、条例第 145 条第 2 項の規定に基づき、当該地球温暖化対策事業者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。また、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、条例第 156 条の規定に基づき当該勧告を受けた地球温暖化対策事業者に意見を述べる機会を与えうえて、その旨を公表することができる。</p> <p>附則 (施行期日) この指針は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p><u>附則（平成 年 日 横浜市告示第 号）</u></p>

現 行	改正案
	<p><u>(施行期日)</u> <u>この指針は、平成 年 月 日から施行する。</u> <u>ただし、この指針の施行の際現に計画期間の過程にあ</u> <u>る事業者については、計画期間が終了するまでの間は</u> <u>原則として、なお従前の例による。</u></p>